

令和元年10月17日宣告 裁判所書記官 平 林 達 也

平成31年(う)第677号

判 決

本 籍

住 居

Y

昭和51年 月 日生

上記の者に対する強盗殺人未遂（原審認定罪名・強盗傷人）被告事件について、平成31年3月6日東京地方裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検察官吉野通洋出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中150日を原判決の刑に算入する。

理 由

弁護人田中良の本件控訴の趣意は、訴訟手続の法令違反（審理不尽）、事実誤認及び量刑不当の主張である。

第1 控訴趣意のうち、訴訟手続の法令違反（審理不尽）の主張について

論旨は、狂言強盗の合意が被害者役との間でできているとする A の指示で、狂言強盗を行ったという被告人の原審における主張を立証するためには、 B 弁護士の証人尋問が重要であったのに、原審弁護人による B 弁護士の証人尋問請求を却下したまま狂言強盗の主張を排斥した原判決には、審理不尽の違法がある、というのである。

そこで、検討すると、原審記録によれば、原審弁護人は、立証趣旨を「Aの依頼

で被告人の弁護人になったこと、弁護人を辞任した経緯等」として B 弁護士の証人尋問請求をしたこと、原裁判所は、原審検察官の異議がある、必要なしとの意見を踏まえてこれを却下したこと、これに対し、原審弁護人が異議を申し立てたが棄却されたことが認められる。

A の依頼で被告人の弁護人になったり、辞任したりした経緯についての証言が、被告人のいう狂言強盗の立証にとって重要であるとはいえない。原裁判所は、上記立証趣旨に照らし、B 弁護士の証人尋問を実施する必要性が認められないと判断したと解されるところ、原裁判所のこの判断に誤りはない。なお、所論は、原裁判所が B 弁護士の証人尋問請求を却下したことは、憲法 32 条、37 条 2 項に違反するともいうが、上記のとおり B 弁護士の証人尋問請求を却下した原裁判所の判断に誤りはないから、所論違憲の主張はその前提を欠くものである。原判決に審理不尽の違法はない。

また、弁護人は、控訴趣意書において引用する被告人作成書面の中で、被告人が、原審における原裁判所、原審検察官及び原審弁護人による打合せ期日に出頭できなかったこと、被告人の国選弁護人である原審弁護人を解任する旨の被告人による申出を原裁判所が無視したこと、原審弁護人に弁護人としての誠実義務違反があったことを主張している点を踏まえ、これらは、原審において、被告人の弁解を尽くさせなかった証左であり、原判決に審理不尽があった旨主張している。しかしながら、これらが審理不尽の理由となるかはひとまず措くとしても、打合せ期日に被告人が出頭する権利はないし、原審記録を精査しても原裁判所が国選弁護人解任申出に対する職権発動をしなかったことに裁量権の逸脱があったとも認められない。また、原審弁護人の誠実義務違反の事実も認められない。そして、弁護人が控訴趣意書において引用する被告人作成書面の中で被告人がるる主張するその他の点を踏まえても、原判決に審理不尽を含む訴訟手続の法令違反は認められない。

第2 控訴趣意のうち、事実誤認の主張について

1 原判決が認定した罪となるべき事実の概要

本件は、強盗殺人未遂事件として起訴され、被告人及び原審弁護人は、殺意及び強盗の故意を争い、傷害罪及び窃盗罪が成立する旨主張した。原判決は、被告人には強盗の故意は認められるが殺意は認められず、強盗傷人罪が成立するとし、要旨、次のとおり罪となるべき事実を認定した。

すなわち、被告人は、カジノ店を経営するインターネットカフェから現金を強奪しようと考え、平成29年11月21日午後7時23分頃から同日午後7時29分頃までの間、東京都内のインターネットカフェ店内において、同店従業員である被害者に対し、果物ナイフを突きつけながら、「分かっているやろ。」などと言うなどの暴行脅迫を加えたが、同人に抵抗される中、同ナイフを持った手を振り、突き出すなどするうち、その刃が同人の左上腕部に刺さり、また、その右大腿部を同ナイフで1回突き刺し、さらに、その両手、両足を結束バンドで縛り上げる暴行を加え、その反抗を抑圧した上、同店店長管理の現金約4万4000円を強取し、その際、上記暴行により、被害者に全治不明の左上腕部切創、右大腿部刺創等の傷害を負わせたというものである。

2 被告人及び弁護人の主張

論旨は、被告人は、狂言強盗の合意ができているとするAの指示を受け、狂言強盗のつもりで本件犯行に及んだのであり、傷害罪と窃盗罪が成立するにとどまるのに、強盗傷人罪の成立を認定した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある、というのである。

この点につき、弁護人が控訴趣意書において引用する被告人作成書面を踏まえ、若干詳細にみてみると、被告人及び弁護人の主張は、要するに、被告人は、①Aから違法カジノ店である被害店舗の店員による売上金着服事実を隠ぺいするために被害店舗内での狂言強盗を依頼され、これを承諾した、②本件当日、被害店舗内で被害者が一人になったので、同人が狂言強盗の相手方だと思い、厨房内で被害者にナ

イフを突きつけ、「分かっているやろ」と言ったところ、被害者は「わあっ」と叫び、持っていたグラスを落としたので、店員を間違えたと思った、③このままでは被害者に捕まえられてしまうなどと思い、「横になれ」と言って被害者をうつぶせにさせ、その上にまたがり「何も知らんのか」と言った、④被害者に抵抗され、被告人が仰向けになり被害者がその上に馬乗りの状態になった際、顔を殴られるなどしたため、これを避けようとしてナイフを逆手で持った手を突き出したり、左右に振ったりしたほか、何とか被害者をどかせようと思い、被害者の右太ももをナイフで突き刺した、⑤被害者を床に寝かせ、被害者に追いかけられないようにその両手両足を結束バンドで縛った上、Aが言っていたことが本当か、自分がAにだまされたのかどうかを確認するために、被害者に金庫の所在を尋ねたところ、金庫はない、金はカウンターにある旨言われたので、カウンターに行ったところ、思っていたような金庫は見つからなかったが手提げ金庫があり、Aにだまされたと確信した後、出来心から手提げ金庫内の現金を取ってしまった、という事実経過であったとする。これを踏まえて、被告人は、被害者にナイフを突きつけたときには狂言強盗の合意が成立しているものと信じており、また、その後店員を間違えたと思った後の暴行もこのままでは捕まってしまう、やくざと呼ばれ半殺しにされるなどと思って被害者に暴行を加えたものであって、いずれも現金を奪う手段として暴行を加えたものではないとする。また、現金を取ったのは暴行後に窃盗の故意が生じたためであるとする。以上によれば、被告人には傷害罪と窃盗罪が成立するにとどまるというものと解される。

3 原判決の説示等

本件は、被害者が突然襲われ、恐怖と衝撃の中で必死に抵抗したものの重傷を負わされ、病院に救急搬送されたときには血圧が触れないくらいの大量出血により瀕死の状態であり、手術後も意識不明の期間が続いたというものであった。そのため、原判決もいうように被害者の原審証言の中には記憶が断片的なところがあり、本件は被害者と被告人の各供述を突き合わせて信用性を判断することが困難な部分の多

い事案といえる。そこで、原判決は、被告人が原審公判廷において供述するような暴行態様等の存在を一応前提とした上で、原審で争点となっていた殺意及び強盗の故意の有無についての判断を試みている。

そして、強盗の故意を認定した理由について原判決は、上記2とほぼ同内容の被告人の原審公判供述を前提としても、被告人は、被害者にナイフを突きつけ、同人から抵抗されると、ナイフを持った手を突き出したり、その右大腿部をナイフで突き刺すなどし、更にその両手両足を縛り上げ、厨房から一直線にカウンターに移動して手提げ金庫内の現金を見つけると、これを奪って逃走していると指摘した上で、この一連の行為には、狂言強盗の合意があると信じていた者の動揺は見取れないと説示する。また、被告人が供述するAの指示は曖昧であるとする。すなわち、売上金の着服を隠すために狂言強盗をするなら、合意をした店員を被害者役として実行しなければならないが、Aからはその名前も特徴も聞かされておらず、しかも、Aから本件の実行を2回目に指示されたとき、すなわち、本件犯行時に勤務していた店員は、1回目に実行を指示されたときの店員（本件当日午前1時頃に被告人は狂言強盗を実行するため被害店舗に行ったが、店員が2人、客が2、3人いたので断念した旨供述している。）とは別人であったというのであるから、被告人は、誰を相手に狂言強盗をすればよいのか、本当に狂言強盗の合意をしたのかにつき、強い疑念を抱くのが普通であり、そもそも狂言強盗の指示にしては不自然、不合理であるとする。その上で、狂言強盗をするつもりであった旨の被告人の原審公判供述は信用できず、被告人には、遅くとも被害者にナイフを突きつけた時点において、強盗の故意があったものと認められると認定している。

被告人が原審において述べる事実経過を前提としても、狂言強盗をするつもりであったという被告人の原審公判供述は信用できないとした上で、被告人に強盗の故意が認められると判示した原判決の認定には、論理則、経験則等に照らして不合理な誤りはない。

4(1) 所論は、原判決が被告人の一連の行為に狂言強盗の合意があると信じてい

た者の動揺は見て取れないと説示する点について、どのようなことを指して動揺が見て取れないというのか判然としない、そもそも被告人は被害者の抵抗を予測していなかったのであるから被害者の激しい抵抗を受けて動揺したのは当然であるし、仮に一定程度の抵抗を予測していたとしても、現実には予測を超える激しい抵抗を受けた場合、動揺することが全くないということはありませんから、動揺が見て取れないという理由は被告人の故意を認定する根拠とはなり得ない、という。

確かに、動揺は見て取れない旨の原判決の説示は抽象的であり、どのような点で動揺が見て取れないのか、逆にどのような行為があれば動揺が見て取れるのか、分かりにくい点があることは否めない。また、被告人が被害者にナイフを突きつけた後、抵抗されたため、ナイフを持った手を突き出し、その右大腿部をナイフで突き刺すなどした点は、狂言強盗のつもりだったという被告人の原審公判供述を前提にすると、狂言強盗の相手方を間違えたことに気付いた被告人が被害者から激しい抵抗を受け、それらの行為に及んだという説明も可能であり、所論が指摘するように被告人に動揺があったとの評価も成り立ちうるから、この意味でも動揺が見て取れないという原判決の説示には難がある。しかしながら、被告人の原審公判供述を前提にしても、被告人が被害者の右大腿部をナイフで突き刺した後は、それまでとは異なり被害者は全く抵抗せず、被告人の指示に従ったというのである。Aの指示に基づく狂言強盗が完全に失敗しただけでなく、狂言強盗の相手方でない者に傷害を負わせてしまったという予期せぬ事態に至った被告人としては、犯行を続ける意味は全くなかったのであり、被害者の足を刺したことを認識していたことからしても、この時点では逃げるのが十分に可能だったはずである。しかるに、被告人は、逃げるところか、原判決が指摘するように被害者の両手両足を縛り、被害者から現金の保管場所を聞き出すや、厨房からカウンターに移動して手提げ金庫内の現金を取っているのである。このような行為は、狂言強盗の合意があると信じていた者が実はそうでなかったことを突然知った際に行う行動とは相容れない。むしろ、被害店舗の現金をはじめから奪うつもりであった者の行動と整合するものである。原判決

は、表現にやや難があるものの、このような趣旨で強盗の故意が認められると認定したと解されるのであって、原判決の判断に誤りはない。

なお、この点につき、被告人は、原審公判廷において、Aが言っていたことが本当かどうか、被告人をだましたのかどうか、とりあえず確認するためにカウンターに行った、そこに手提げ金庫があったので、ちょっと出来心みたいな感じで取ってもいいかなと思ったと供述している（原審第2回公判被告人供述調書40頁）。しかし、被告人は、被害者に暴行を加えた理由につき、店内のカメラは店の外の者が見ているんじゃないか、捕まったらやばい、えらい目に遭うと思い、逃げようと思っていたところ、被害者から思わぬ抵抗を受け、暴行を加えたというのである（同調書24頁以下）。そのような被告人が、被害者の抵抗が全くなり、逃げようと思えば逃げられる状態になったのに逃げようともせず、Aが言っていたとおり金庫があるかを確認し、つい出来心で現金を取ってしまったなどということは、説明がつかない。被告人の上記供述は信用できない。

(2) 所論は、原判決が被告人の供述するAの指示が曖昧であり、そもそも不自然、不合理であるとする点について、特殊詐欺の架け子と受け子の間では全く連絡も面識もないのが通例であるのと同様に、本件でも被告人の役割を考えた場合、事前にAを介して狂言強盗の相手方の名前や特徴を知る必要はなく、単にAがその相手方が1人で勤務している時間帯を被告人に伝えるなどの段取りをしておけば足りることである、原判決は、犯行前には共犯者間で互いに面識を持つなどするのが自然かつ合理的だとする誤った前提に立っていたことから、その判断を誤ったものである、という。

しかしながら、本件の狂言強盗を特殊詐欺の共犯者間の面識がない場合と同様に論じることはいできない。狂言強盗の場合、相手方が狂言強盗の被害者役でない場合、思わぬ抵抗をされたり、捕まったりする可能性が高くなるから狂言強盗を行う者にとって相手方が真に被害者役かどうかは極めて重要であるとともに重大な関心事のはずである。被告人の原審公判供述を前提にしても、被告人は、狂言強盗の相手方

を特定するに足りる事項を全く聞いておらず、しかも、被害者は、1回目に実行を指示されたときの店員とは別人であったというのである。そうすると、被告人としては、誰を相手に狂言強盗をすればよいのか、本当に狂言強盗の合意ができているのかにつき、強い疑念を抱くのが自然である。その疑念が払拭されたような事情が全くないにもかかわらず、被害者にいきなり暴行脅迫を加えた被告人の言動は狂言強盗だと思っていた者の言動とは相容れない。このような点を踏まえて、被告人の供述する狂言強盗に関するAの指示は曖昧であり、不自然、不合理であると認定説示した原判決は、合理的かつ説得的であって、誤りはない。なお、弁護人が控訴趣意書において引用する被告人作成書面によれば、原判決は、売上金を着服したのは店員1人であることを前提としているが、被告人は、狂言強盗を合意している者は複数いるかもしれないと思っており、Aから店員が1人になったら実行するように言われていたことから狂言強盗をする上で何ら支障はなく、Aの指示に疑念を抱かなかった、という。確かに、被告人は、原審公判廷において、原審弁護人の主質問に対し、「この店は何人の店員がいるんだろうと、それで、そのうちの何人と話ができているんだろうと思いました。」と供述している（原審第2回公判被告人供述調書19頁）。しかし、その後の裁判長による補充質問において、被告人は、Aから店員が店の金を着服していて、その事実を隠すために狂言強盗をしてほしい旨言われた、着服した店員は1人かなと思っていた旨供述している（同調書53頁）。そして、着服した店員が1人である以上、その者は、着服の事実が他の店員に知られないようにするのが通常であり、被告人がこれと異なる事実を認識していたことをうかがわせる事情はない。そうすると、狂言強盗の相手方が複数いるかもしれないと思っていた旨の被告人の上記主張は採用できない。

(3) 所論は、原判決は、被告人が最初に「分かっているやろ」と発言したのは狂言強盗だからであるという趣旨の原審弁護人の主張に対し、ナイフを突きつけた状況下のものであることを考えると、通常の強盗の脅迫文言としても不自然ではないと説示しているが、被告人が被害者に対し、続けて「何も知らんのか」と言って

いる点を併せ検討すれば、狂言強盗であることを前提とする発言とみるのが自然である、という。

原判決が引用する被告人の原審公判供述に「何も知らんのか」の記載がなく、原判決は、「分かっているやろ」の発言の検討に際して、この点の検討をしたか否か明らかではない。そこで、検討するに、まず「分かっているやろ」の発言を単体でみた場合、通常の強盗の脅迫文言としても不自然ではないとする原判決の判断に誤りはない。次に「何も知らんのか」の発言について、検討する。被告人は、原審公判廷において、上記第2の2③の時点、すなわち、被害者に「横になれ」と言って同人をうつぶせにさせ、その上にまたがった際に、右手で同人の後頭部を押さえて「何も知らんのか」と言ったと供述している（原審第2回公判被告人供述調書24頁）。しかし、他方で、被告人は、被害者に最初にナイフを示し、「分かっているやろ」と言った際の被害者の反応を見て、その時点で狂言強盗の相手方を間違えたことを認識した旨述べている（同調書23頁、44頁）。この被告人の原審公判供述を前提にすれば、被告人は、その後、被害者に横になれと言ったときには、すでに同人が狂言強盗の相手方ではないことを明確に認識していたのであるから、改めて「何も知らんのか」などと言って、狂言強盗の相手方かどうかを確認する必要はない。また、被害者は、原審公判廷において、入院中に検察官に対し、被告人から「分かっているだろうな」などと言われた旨供述したという可能性を否定していない（被害者の原審証人尋問調書12頁以下）のに対し、被告人に狂言強盗であるかのように思わせる言動があったか否かについては明確に否定している（同調書9頁以下）。被害者の原審公判供述は、原判決が指摘するように同人の記憶に断片的なところがあり、その供述の信用性は慎重に検討する必要があるが、「何も知らんのか」などという、その場の状況に全くそぐわず、被害者にとって予想外で意味不明ともいえるような問いかけをされたのであれば、強盗の脅迫文言と受け取れる「分かっているだろうな」の発言以上に記憶に残るはずであるところ、被害者は、捜査、公判段階を通じて、「何も知らんのか」の発言があったとは述べていない。そして、

被害者があえてその発言を隠す理由はない。そうすると、被告人に狂言強盗であるかのように思わせる言動はなかったと述べる被害者の供述は信用でき、「何も知らんのか」と被害者に言った旨の被告人の原審公判供述は信用できない。

(4) 所論は、原審弁護人が狂言強盗の意図を示唆するものとして指摘した、本件当時、被告人が顔を隠したり、手袋をつけたりしていなかったことや、一番小さなナイフを購入したことについて、原判決は、被告人が被害店舗は違法カジノ店なので警察に通報されることはないと考えていた可能性があるし、被告人が使用したナイフは被害者を脅す道具として十分なものであると説示したが、これは、原審弁護人の主張とは別の解釈もできるということにとどまっており、原審弁護人の指摘を排斥するものではない、という。

しかしながら、原判決は、すでにみてきたとおり、被告人が供述するAの指示は曖昧で、不自然、不合理であることや、被告人の狂言強盗の合意があると信じていた者とは相容れない言動を踏まえて、狂言強盗のつもりだったという被告人の原審公判供述は信用できないとしているのであり、原審弁護人の上記主張を踏まえてもその結論は左右されない旨判示しているのである。すなわち、原判決は、原審弁護人の上記主張は、被告人に強盗の故意があったと認められるとの認定に合理的な疑いを容れるものではないとしているのであって、この判断に誤りはない。所論は採用できない。

(5) その他、控訴趣意書で引用している被告人作成書面を踏まえた上で、弁護人が、るる主張する点を検討しても、強盗の故意を認定した原判決に誤りはない。

5 以上によれば、被告人に強盗傷人罪が成立するとした原判決に誤りはない。事実誤認の論旨は理由がない。

第3 控訴趣意のうち、量刑不当の主張について

1 論旨は、被告人を懲役11年に処した原判決の量刑は重すぎて不当である、というのである。

2 原判決は、被告人は、被害者に抵抗されるや、鋭利なナイフを持った手を突

き出すなどしたり、大腿部を突き刺したり、傷害を負った被害者の両手両足を拘束したりしており、態様は他人に重篤な傷害を与える可能性の極めて高い危険で悪質なものであるとする。現に被害者は、左上腕部からの大量出血により瀕死の状態に陥った上、全治不明の傷を負うなどしており、結果は重大であるとも指摘する。そして、被害店舗の下見、ナイフや結束バンドの準備等強盗の計画性も無視できず、本件は同種事案の中でも極めて重い部類に属するとしている。さらに、被告人は、累犯前科を含む前科7犯を有しながら、前刑出所後わずか4か月余りで本件に及んでおり、規範意識が欠如しているとする。その上で、傷害を負わせたことにつき、被害者に謝罪文を書くなど反省の意を示し、支援者の協力も受けつつ更生する意欲を示していることなどの事情を考慮し、被告人を懲役11年に処している。

以上の原判決の量刑事情の指摘、評価及びこれに基づく量刑判断は正当であり、原判決の量刑はやむを得ないものであつて、これが重すぎて不当であるとはいえない。

3 所論は、本件は、傷害罪と窃盗罪が成立するにとどまるのに、強盗傷人罪が成立することを前提とした原判決の量刑は不当に重い、という。しかしながら、被告人に強盗傷人罪が成立するとの原判決の認定が正しいことはすでに説示したとおりである。所論は採用できない。

所論は、強盗傷人罪が成立するとしても、被告人は、被害者から予想外の激しい抵抗を受け、馬乗りになられ、やむなくナイフを振り回して逮捕を免れようとしただけであり、その際も被害者の上腕部を狙ったものではなく、あくまで被害者の抵抗をやめさせようとして振り回しただけであつて、そのナイフがたまたま被害者の上腕部に刺さったのである、したがって、原判決のいう危険性と結果の重大性については、被害者の予想外の激しい抵抗と被告人がナイフを振り回しているにもかかわらず、被害者が被告人に向かっていったという不幸な偶然が重なった結果であり、その全ての責任を被告人に帰するのは酷にすぎ、本件は同種事案の中でも極めて重い部類に属するとまではいえない、という。しかしながら、そもそも被害者が被告

人に対し、激しく抵抗したのは自分の身を守るためであって、非難されるいわれは全くない。そして、被害者に激しい抵抗を余儀なくさせたのは被告人が強盗行為に及んだからであり、ナイフを振り回して逮捕を免れようとしたのも被告人の勝手な都合であって考慮に値しない。したがって、被害者に抵抗される中で意図せず上腕部に刺さってしまったことを考慮しても、その暴行態様は重篤な傷害を与える可能性の極めて高い危険で悪質なものであり、生じた結果は重大であるとの評価は免れない。所論は採用できない。

4 量刑不当の論旨は理由がない。

第4 結論

よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、当審における未決勾留日数の本刑算入につき刑法21条を、当審における訴訟費用の処理（不負担）につき刑訴法181条1項ただし書をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

令和元年10月17日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判長裁判官

平木正洋

裁判官

市川太志

裁判官 石川貴司